

補 足 説 明 資 料

(相続税・贈与税関係)

主要国における相続税・贈与税の基本的仕組み

(2004年7月現在)

	日 本		ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
相続税の課税方式	遺産取得課税方式 (法定相続分課税)		遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
納税義務者	相続人／受贈者		遺言執行人/贈与者	遺言執行人/贈与者	相続人/受贈者	相続人/受贈者
贈与時の課税方法	【 選 択 制 】 暦年課税 相続時精算課税		累積課税 (過去全て)	累積課税 (過去7年分)	累積課税 (過去10年分)	累積課税 (過去10年分)
相続時の課税方法	相続前3年以内の贈与を、贈与時の価額で累積し、相続財産と合わせて課税	相続時精算課税制度選択後相続までの贈与を、贈与時の価額で累積し、相続財産と合わせて課税	生涯の贈与を、贈与時の価額で累積し、遺産と合わせて課税	相続前7年以内の贈与を、原則として、贈与時の価額で累積し、遺産と合わせて課税	相続前10年以内の贈与を、贈与時の価額で累積し、相続財産と合わせて課税	相続前10年以内の贈与を、贈与時の価額で累積し、相続財産と合わせて課税
既払い贈与税額	控除する	控除する	控除する	控除する	控除する	控除する

- (注) 1. 贈与税の累積課税とは、過去全て若しくは一定期間にわたる贈与を累積した上で贈与税額を計算し、既払い贈与税額を控除して課税することをいう。
2. ドイツ、フランスでは、税率及び基礎控除額は、原則、相続税と共通である。
3. アメリカでは、年毎の贈与に対し、受贈者1人あたり基礎控除(年間11,000ドル)が設けられ、累積税額に対する税額控除(345,800ドル)を超えた段階から納税が開始する。なお、2001年ブッシュ減税により、2010年に遺産税が廃止されるのに対し、贈与税は廃止されず、最高税率が35%となるが、2011年にサンセット条項により、遺産税と同じく、2001年当時の税率構造(18%~55%)に復帰する。
4. イギリスでは、年毎の贈与に対し、基礎控除(年間3,000ポンド)が設けられ、課税贈与額が累積基礎控除(263,000ポンド)を超えた段階で納税が開始する。なお、税率は、相続時精算における税率(40%)と異なる税率(20%)が適用される。また、個人に対する贈与は潜在的非課税贈与とされ、7年以内に贈与者が死亡しない限り非課税の扱いとなる。また、相続時の精算においては、相続時の価額が贈与時の価額よりも低い場合には、納税者の請求により、相続時の価額で評価できる制度がある。